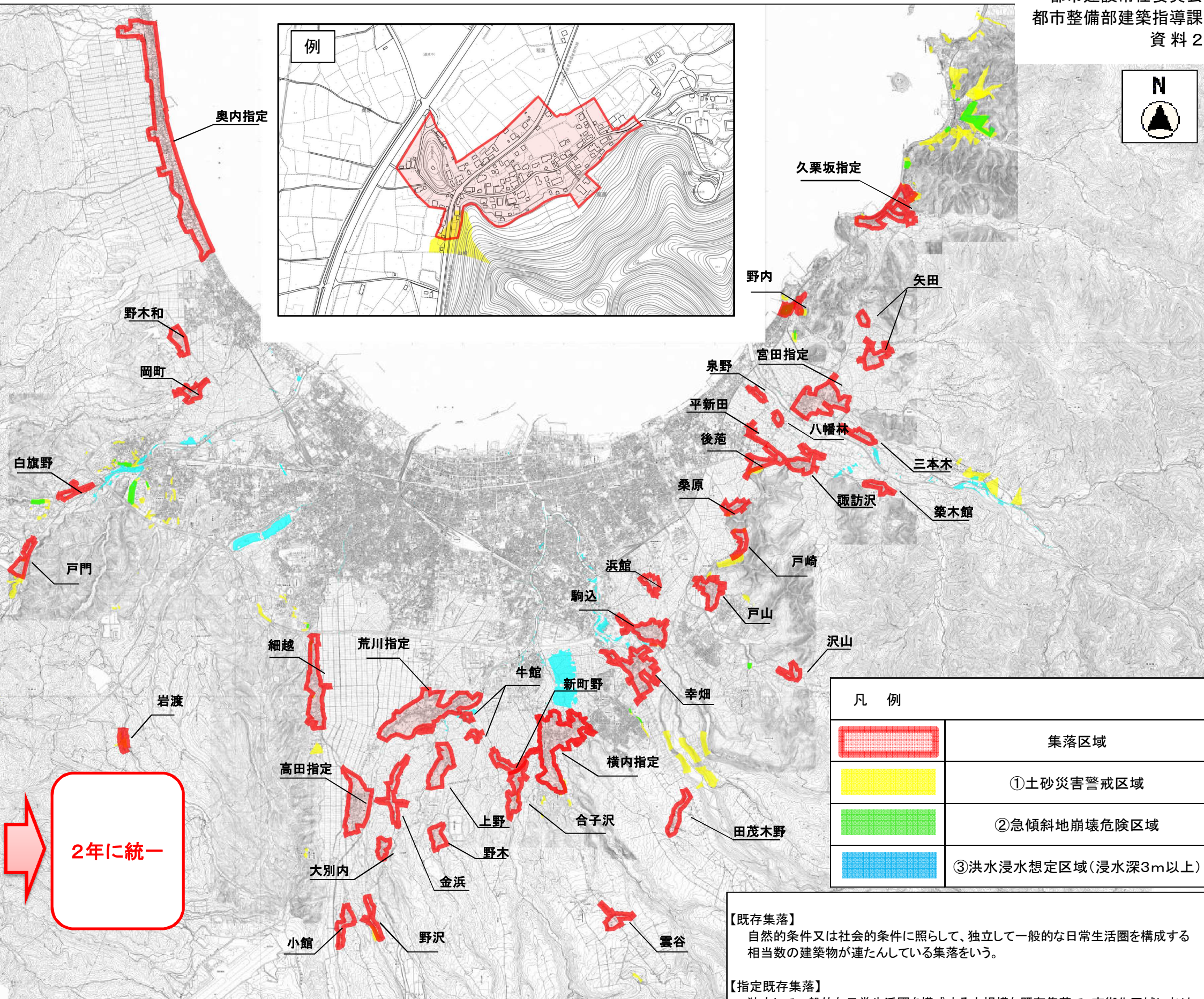


既存集落等位置図

既存集落名	許可対象区域から除外			条例 許可要件 (居住歴)
	土砂災害 警戒区域	急傾斜地崩 壊危険区域	洪水浸水想定区域 (浸水深3m以上)	
1 野木和	-	-	-	15年
2 岡町	-	-	-	
3 白旗野	-	-	-	
4 戸門	○	-	-	
5 岩渡	○	-	-	
6 細越	○	○	-	
7 小館	-	-	-	
8 野沢	○	-	-	
9 大別内	-	-	-	
10 金浜	-	-	-	
11 野木	-	-	-	
12 上野	-	-	-	
13 牛館	-	-	○	
14 合子沢	○	-	-	
15 新町野	-	-	-	
16 雲谷	-	-	-	
17 田茂木野	-	-	-	
18 幸畑	-	-	-	
19 駒込	-	-	○	
20 浜館	-	-	-	
21 戸山	-	-	-	
22 沢山	-	-	-	
23 戸崎	○	-	-	
24 桑原	○	-	-	
25 後菴	○	-	-	
26 平新田	-	-	-	
27 諏訪沢	-	-	-	
28 八幡林	-	-	-	
29 泉野	-	-	-	
30 野内	○	○	-	
31 矢田	-	-	-	
32 三本木	-	-	-	
33 築木館	-	-	-	
34 奥内指定	-	-	-	2年
35 荒川指定	-	-	○	
36 高田指定	-	-	-	
37 横内指定	○	-	-	
38 宮田指定	-	-	-	
39 久栗坂指定	○	-	-	
合計	11	2	3	



2年に統一

凡 例	
	集落区域
	①土砂災害警戒区域
	②急傾斜地崩壊危険区域
	③洪水浸水想定区域(浸水深3m以上)

【既存集落】
自然的条件又は社会的条件に照らして、独立して一般的な日常生活圏を構成する相当数の建築物が連たんしている集落をいう。

【指定既存集落】
独立して一般的な日常生活圏を構成する大規模な既存集落で、市街化区域における建築物の連たん状況と同程度の集落をいう。

(青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例第2条)

